\bigcirc 農林中央金庫の自己資本の充実の状況等についての開示事項(平成十九年金融庁・農林水産省告示第六号)

前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下「対象規定」という。)を削り、改正後欄に掲げる対象規定を加える。 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、

改正

									[号を削る。]	[一・二 略]	用しない。	連結自己資本比率を算出する場合にあっては、この項の規定は、適	第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。ただし、	[2・3 略]	第二条 [略]	(単体自己資本比率を算出する場合における事業年度の開示事項)	改正後
て同じ。)に関する額(デリバティブ取引等について算出し	の派生商品取引及び長期決済期間取引をいう。以下イにおい	(2) デリバティブ取引等(先渡、スワップ、オプションその他	借対照表に計上されている額を控除した額をいう。)	払承諾見返勘定の額並びに②及び③に掲げる事項に関して貸	(1) オン・バランス資産の額(貸借対照表の総資産の額から支	イ 次に掲げる額の合計額	に掲げる事項	算して得られたものが二千億ユーロを超える場合にあっては、次	三 イの額を直近に終了した事業年度末の為替レートでユーロに換	[一・二 同上]			4 [同上]	[2・3 同上]	第二条 [同上]	(単体自己資本比率を算出する場合における事業年度の開示事項)	改正前

たエクスポージャーの額(デリバティブ取引等について算出した再構築コストの額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)及びデリバティブ取引等についてカレント・エクスポージャー方式(銀行法第十四条の二の規定に基づきが適当であるかどうかを判断するための基準(平成十八年金融庁告示第十九号)第七十九条の四に定めるところにより与信相当額を算出する方式をいう。ロ及びハにおいて同じ。)で計算したアドオンの額並びにプロテクションを提供するクレジット・デリバティブに係る想定元本の額の合計額をいう。)及びデリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた証拠金の対価の額の合計額をいう。)

口

金融機関等

(金融商品取引法

(昭和二十三年法律第二十五号

第二条第九項に規定する金融商品取引業者、保険会社、

中央

- 2 -

。以下ロ、ハ及びチにおいて同じ。)向け与信に関する次に掲清算機関、年金基金その他これらに類する事業を営む者を含む

げる事項の残高の合計額

引出額を含む。) (1) 金融機関等向け預金及び貸出金の額(コミットメントの未

おいて同じ。)の保有額社債、劣後債、短期社債、譲渡性預金及び株式をいう。ニに2 金融機関等が発行した有価証券(担保付社債、一般無担保2

することができるものとし、零を下回らないものに限る。)ャーの額(法的に有効な相対ネッティング契約の効果を勘案(3) 金融機関等とのレポ形式の取引のカレント・エクスポージ

(4) 金融商品取引法第二条第十四項に規定する金融商品市場及(4) 金融商品取引法第二条第十四項に規定する金融商品市場(ハ及び正価値評価額及びカレント・エクスポージャー方式で計算したアドオンの額(法的に有効な相対ネッティング契約の効果たアドオンの額(法的に有効な相対ネッティング契約の効果を勘案することができるものとし、零を下回らないものに限むで行うの。)

計額
・
会融機関等に対する債務に関する次に掲げる事項の残高の合

未引出額を含む。) (1) 金融機関等からの預金及び借入金の額 (コミットメントの

(3) 金融商品市場等によらないで行う金融機関等との派生商品することができるものとし、零を上回らないものに限る。) ヤーの額(法的に有効な相対ネッティング契約の効果を勘案(2) 金融機関等とのレポ形式の取引のカレント・エクスポージ

ものとし、零を上回らないものに限る。) ものとし、零を上回らないものに限る。) 金融商品市場等によらないで行う金融機関等との派生商品 金融商品市場等によらないで行う金融機関等との派生商品

発行済の有価証券の残高

朩

る決済システムを通じた決済の年間の合計額システム、全国銀行資金決済ネットワークその他これらに類す直近に終了した事業年度における日本銀行金融ネットワーク

信託財産及びこれに類する資産の残高

受けをいう。)の年間の合計額(金融商品取引法第二条第八項第六号に規定する有価証券の引ト 直近に終了した事業年度における債券及び株式に係る引受け

引及び長期決済期間取引に係る想定元本の額の残高金融商品市場等によらないで行う金融機関等との派生商品取

売買目的有価証券

の残高の合計額

次に掲げる有価証券

(流動性が高いと認められるものを除く

(1)

) その他有価証券

ヌ 観察可能な市場データ以外の情報に基づき公正価値評価され

前号に掲げる事項のほか、

略

5

(連結自己資本比率を算出する場合における連結会計年度の開示事

略

 $\begin{bmatrix} 2 \\ \cdot \\ 3 \end{bmatrix}$

[略]

項の定量的な開示事項は、 次に掲げる事項とする。

同条第四項及び第五項中 前条第四項及び第五項の規定を準用する。この場合において 同条第四項中「次に掲げる事項とする。 第 一項」とあるのは「第三条第一項 ただし、 連結自己

第一項の定量的な開示事項について

資本比率を算出する場合にあっては、この項の規定は、 い」とあるのは 「次に掲げる事項とする」と、 同項第一号中 適用しな 「前

るものとする。 第三十面に限る。 項」とあるのは 一号(連結自己資本比率を算出する場合にあっては、 「第二条第三項」と、 」とあるのは 「別紙様式第二号」と読み替え 同条第五項中「別紙様式第 第一面及び

5 • 6

略

5 . 6

同上

ヲ た資産の残高 対外債務の残高 対外与信の残高

5 同上

(連結自己資本比率を算出する場合における連結会計年度の開示事

第三条 同上

 $\frac{1}{2}$ 同上

同上 同上

」と、同条第四項中「次に掲げる事項とする。ただし、 項」とあるのは 資本比率を算出する場合にあっては、この項の規定は、 は、 及び第三十面に限る。 式第二号 照表」とあるのは い」とあるのは 替えるものとする 同条第四項及び第五項中 前号に掲げる事項のほか、 前条第四項及び第五項の規定を準用する。この場合において (連結自己資本比率を算出する場合にあっては、 「次に掲げる事項とする」と、 「第二条第三項」と、 「連結貸借対照表」)」とあるのは「別紙様式第二号」と読 第一 第一項の定量的な開示事項につ 項」とあるのは「第三条第一項 ٢ 同項第三号イ(1)中 同条第五項中 同項第一 連結自己 適用しな 号 「貸借対 「別紙様 第一面 中

- 5 -

	、別紙様式第二号) [(第一面)~	(四半期の開示事項) (四半期の開示事項)
_(第三十二面)	(別紙様: (第三十面) 略] (第三十一面)	3 2 第
[面を	[(第一面)~(第三	(四半期の開示事項) (四半期の開示事項)
		(別紙様式第二号) [(第一面) ~ (第三十面) 略] (第三十一面) (第三十二面) (第三十二面)